
附属資料

1 基本計画（第5章）施策の体系 政策指標における現状値

2 基本施策とSDGsの目標（ゴール）対応表

3 策定における取組

4 基本構想審査特別委員会（昭島市議会）

5 昭島市総合基本計画審議会

6 用語解説

1 基本計画（第5章）施策の体系 政策指標における現状値

基本施策		現状値	時 点
基本施策 1-① 防災・危機管理体制の構築			
1	市民の防災意識を高めるとともに、防災訓練への参加者を増やします	地震など災害に対して日頃から備えている市民の割合 84.7%	令和元年度
		地震など災害に対して日頃から対策を講じている市民の割合 85.8%	令和元年度
		総合防災訓練参加者数 1,082人	令和元年度
		学校避難所開設運営訓練参加者数 344人	令和2年度
2	自主防災組織への加入世帯を増やします	自主防災組織結成数 103組織	令和2年度末
3	消防団員の定数を確保し、体制を整えます	消防団員数 82人	令和2年度末
基本施策 1-② 交通安全の推進			
4	交通人身事故発生件数を減らします	交通人身事故発生件数 425件	令和2年
基本施策 1-③ 防犯対策の充実			
5	刑法犯認知件数を減らします	犯罪の発生件数 623件	令和2年
基本施策 2-① コミュニティ活動の推進			
6	地域で活動している市民の割合を増やします	地域で活動している市民の割合 32%	令和元年度
7	ボランティア活動の登録団体数を増やします	昭島ボランティアセンター 105団体	令和2年度末
		アダプト制度 47団体	
8	地域活動の拠点となる場を整備します	自治会集会施設整備 7件	令和2年度
		市民総合交流拠点施設整備方針の策定 市民総合交流拠点施設建設工事基本設計の実施	令和3年度
基本施策 2-② 健康支援・医療体制の充実			
9	かかりつけ医がいる市民（20歳以上）の割合を増やします	かかりつけ医をもっている市民の割合 63.1%	令和元年度
		かかりつけ歯科医をもっている市民の割合 54.9%	
10	地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、適切な支援が行える体制を構築します	ゲートキーパー研修修了者 813人	令和2年度末
基本施策 2-③ 高齢者・障害者福祉の充実			
11	高齢者が尊厳を持てる地域共生社会の実現に向け、様々な主体が連携できる体制を構築します	在宅医療介護連携構築委員会 4回 地域包括支援センター（5包括）連絡会 5回 あきしま地域福祉ネットワーク幹事会 12回 あきしま地域福祉ネットワーク全体会 5回	令和2年度
12	障害のある方の自己決定が尊重され、安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実や地域生活支援体制を整備します	委託相談支援件数 7,802件	令和2年度
		地域活動支援センター相談支援件数 7,241件	

基本施策	現状値	時 点
基本施策 2-④ 社会保険制度の充実		
13 被保険者の健康増進や高齢者の介護予防を図り、医療費や保険給付費を抑制します	国民健康保険特定健康診査受診率 46.1%	令和2年度
	後期高齢者健康診査受診率 49.8%	
14 保険料等の徴収率を高めます	後発医薬品使用促進効果 国民健康保険・・・2,594,464円 後期高齢者医療・・・6,072,864円 (差額通知対象者に対する医療費ベースの軽減効果額)	令和2年度
	国民健康保険税徴収率 現年度分・・・93.7% 滞納繰越分・・・25.2% 合計・・・85.2%	
	後期高齢者医療保険料徴収率 現年度分・・・99.5% 滞納繰越分・・・38.7% 合計・・・98.6%	
基本施策 2-⑤ 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備		
15 福祉に関する相談窓口が分からない人の割合を減らします	相談窓口が分からない市民の割合 34.1%	平成29年度
16 市の福祉施策に関する認知度を高めます	市の福祉施策を知っている市民の割合 58.8%	平成29年度
基本施策 2-⑥ 多様性を認め合える地域の醸成		
17 男女の立場や待遇が対等と思う市民の割合を増やします	男女の立ち場または待遇が対等になっていると思う市民の割合 40%	令和元年度
18 一人一人の尊厳が大切にされるよう、すべての人権侵害をなくします	人権パネル展見学者 858人	令和元年度
基本施策 3-① 子ども・子育て環境の整備		
19 妊娠から出産、乳幼児期までの健康診査や相談・指導等を推進します	満11週以内の妊娠届数 91.8%	令和2年度
	乳幼児健康診査の受診率 3から4か月児 94.1%	
	1歳6か月児(内科) 98.2%	
	1歳6か月児(歯科) 77.1%	
	3歳児 92.2%	
	乳幼児のむし歯患率 1歳6か月児 1.1% 3歳児 9.2%	
20 ワーク・ライフ・バランス認定事業者を増やします(再掲)	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 0社	令和2年度末
21 児童虐待件数を減らします	被虐待件数 219件	令和2年度
	延べ相談件数 2,047件	
基本施策 3-② 幼児教育・保育の充実		
22 幼児教育・保育の施設充足率を高めます	保育所等定員/対象年齢人口 83.8%	令和3年4月
23 保育所入所待機児童の解消を図ります	保育所待機児童 15人	令和3年4月

	基本施策	現状値	時 点
基本施策 3-③ 学校教育の充実			
24	自己肯定感や自己有用感をもち、自ら考え、行動できる子どもを増やします	「自分の得意なことは何か」「自分に向いていることは何か」について考えることが「ある」「時々ある」と答えた 児童の割合 小学生：80.0% 生徒の割合 中学生：77.0%	令和2年度
25	学校で学ぶのが「楽しい」と思う子どもを増やします	学校生活について、「楽しく過ごしている」「ほぼ楽しく過ごしている」と答えた 児童の割合 小学生：90.0% 生徒の割合 中学生：90.0%	令和2年度
基本施策 3-④ 青少年の健全育成の推進			
26	不良行為少年の補導数を減らします	非行少年等検挙・補導状況 不良行為少年 772人	令和2年
27	学童クラブの待機児童の解消を図ります	学童クラブ待機児童 0人	令和2年度末
基本施策 4-① 文化芸術活動の促進			
28	市民文化祭の参加者を増やします	市民文化祭見学者数 12,625人	令和元年度
29	文化・芸術の鑑賞の機会を増やします	市内公募展見学者数 6,641人 武藤順九彫刻園見学者数 12,433人	令和2年度 令和2年度
30	文化・芸術の活動をする人を増やします	市民文化祭出展者数 574人 市内公募展応募人数 46人	令和元年度 令和2年度
基本施策 4-② 文化財の保護・調査・活用			
31	あきしま郷土芸能まつり参加者数を増やします	あきしま郷土芸能まつり来場者数 49,000人	令和元年度
32	郷土資料室の見学者を増やします	郷土資料室・郷土資料展示室入室者数 47,028人	令和2年度
基本施策 4-③ スポーツ・レクリエーションの振興			
33	週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合を増やします	週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合 44.2%	令和元年度
34	スポーツ・レクリエーションを通して、高齢者の外出機会を増やし、健康増進を図ります	イキイキ・ニコニコ介護予防教室 開催 47回 参加者数 677人	令和2年度
基本施策 4-④ 図書館活動の充実			
35	市民1人当たりの図書貸出冊数を増やします	市民1人当たりの図書貸出冊数 5.6冊	令和2年度
36	市民図書館の登録者数を増やします	市民図書館の登録者数 32,868人 (28.9%)	令和2年度末
基本施策 4-⑤ 生涯を通じた学習活動の推進			
37	アキシマエンス入館者を増やします	アキシマエンス入館者数 289,004人	令和2年度
38	生涯学習講座など活動の充実を図り、参加者の学習意欲を広げます	生涯学習講座などの参加者数 社会教育課主催事業 330人 市民会館・公民館主催事業 1,936人	令和元年度 令和元年度
基本施策 5-① 地球環境の保全			
39	市域の温室効果ガス排出量を減らします	市域の温室効果ガス排出量 547千t-CO2 (平成12(2000)年度比 +1.5%)	平成29年度

	基本施策	現状値	時点
基本施策 5-② 水と緑の環境の保全			
40	市域のみどり率を維持します	市域のみどり率 41.1%	平成30年度
41	エコロジカル・ネットワークを保全・創出します	市内の生物の実態調査 未実施 生物多様性保全のための計画の策定 生物多様性地域戦略を策定中	令和2年度末
42	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合を増やします	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合 31%	令和元年度
基本施策 5-③ ごみ処理の推進			
43	家庭ごみ1人1日当たりの排出量を減らします	家庭ごみ1人1日当たり 594g	令和2年度
44	事業系ごみの総排出量を減らします	事業系ごみの総排出量 5,950t	令和2年度
45	ごみの総資源化率を高めめます	ごみの総資源化率 36.9%	令和2年度
基本施策 6-① 公共交通網の充実			
46	Aバス年間乗客数を増やします	Aバス乗降客数 97,646人	令和2年度
47	自転車等駐車場の利用率を高めめます	各月平均自転車等駐車場利用率 32.0%	令和2年度
48	東京都シルバーパスの保有者数を増やします	東京都シルバーパスの保有者数 5,895人	令和2年9月
基本施策 6-② 道路環境の整備			
49	事業化された都市計画道路の整備を着実に進めます	都市計画道路3・4・1号整備率 64%	令和2年度末
50	歩道の延長と幅員の確保により、快適な歩行空間をつくりまます	歩道の延長距離 総延長79,763m 歩道の総面積 226,847㎡	令和2年度末
51	交差点付近の植樹帯・街路樹を整備し、視界を確保します	1箇所(延長16.5m、幅1.25m、面積23.10㎡)	令和2年度
基本施策 6-③ 深層地下水100%水道水の供給			
52	直接飲用率を高めめます	水道水をそのまま飲む市民の割合 72.1%	令和元年度
53	管路の耐震適合率を高めめます	管路の耐震適合率 56.8%	令和2年度末
基本施策 6-④ 下水道の維持管理			
54	公共下水道雨水管の重点整備を推進します	公共下水道雨水管の整備率 46.4%	令和2年度末
	下水道施設老朽化対策を推進します	下水道施設老朽化対策の整備率 6%	令和2年度末
基本施策 6-⑤ 市街地の整備			
55	まちなみや景観を美しいと思う市民の割合を増やします	昭島のまちなみや景観を「美しいと思う」「やや美しいと思う」市民の割合 57.9%	令和元年度
56	住み続けたいと思う市民の割合を増やします(再掲)	昭島市に「今後とも住み続けたい」「どちらかというと思住み続けたい」と思う市民の割合 81.8%	令和元年度
基本施策 6-⑥ 快適な公園の確保			
57	市民1人当たりの公園面積を増やします	市民1人当たりの公園面積 10.84㎡	令和2年度末

基本施策		現状値	時 点
基本施策 6-⑦ 住環境の保全			
58	市民の健康で快適な生活を守るため、大気環境、水環境、音環境などについての環境基準をすべて達成します	環境基準 大気環境：達成	令和2年度
		水環境：達成	
		音環境：達成	
基本施策 7-① 地域振興と就労環境の充実			
59	事業所数を維持します	事業所数 3,548社 (経済センサス活動調査)	平成28年
		事業所数 3,971社 (経済センサス基礎調査)	平成30年
60	従業者数を増やします	従業者数 44,496人	平成28年
61	ワーク・ライフ・バランス認定事業者数を増やします (再掲)	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 0社	令和2年度末
基本施策 7-② 商工業の振興			
62	小売店の年間販売額を伸ばします	小売業年間販売額 121,344百万円	平成28年
63	製造業の製造品出荷額を伸ばします	製造品出荷額等 506,670百万円	平成30年
基本施策 7-③ 都市農業の振興			
64	認定農業者数を維持します	認定農業者数 21人	令和2年度末
65	農地面積を維持します	田・畑総地積の合計 594,956㎡	令和2年度末
基本施策 7-④ 観光まちづくりの推進			
66	来訪者数を増やします	休日14時 滞在人口 95,196人	令和3年1月
67	観光案内所の利用者数を増やします	観光案内所の利用者数 9,527人	令和2年度
68	ロケーションサービスの利用件数を増やします	ロケーションサービスの利用件数 92件	令和2年度
69	まちの魅力を発信する観光ボランティアを増やします	まちあるきナビゲーター 12人	令和2年度
		エキストラ登録者数 997人	
		フォトコンテスト応募数 414点	
基本施策 7-⑤ 消費生活環境の充実			
70	詐欺発生件数を減らします	詐欺発生件数 24件	令和2年
71	あきしま省エネファミリーの登録件数を増やします	あきしま省エネファミリー累計登録件数 605件	令和2年度末
72	マイバッグ・マイボトルを常時携帯している市民の割合を増やします	ごみの減量のために「買い物にはマイバックを持参し、レジ袋はもらわない」市民の割合 64.9%	令和元年度
		「マイボトルを携帯している」市民の割合 調査未実施	令和2年度末

基本施策	現状値	時 点																		
基本施策 8-① 健全で持続可能な行財政運営の推進																				
73 様々な行政課題に対応できる組織体制を構築します	令和元年度 危機管理担当設置、令和3年度 デジタル化担当設置	令和2年度末																		
74 健全化判断比率における健全性を保ちます	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(単位：%)</th> </tr> <tr> <th>令和2年度健全化判断比率</th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>12.32</td> <td>20.00</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>17.32</td> <td>30.00</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(単位：%)			令和2年度健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	12.32	20.00	連結実質赤字比率	17.32	30.00	実質公債費比率	25.0	35.0	将来負担比率	350.0		令和2年度末
(単位：%)																				
令和2年度健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準																		
実質赤字比率	12.32	20.00																		
連結実質赤字比率	17.32	30.00																		
実質公債費比率	25.0	35.0																		
将来負担比率	350.0																			
75 いざというときに備え、一定の基金残高を維持します	財政調整基金現在高 5,838,166千円 公共施設整備等資金積立基金 5,561,341千円	令和2年度末																		
基本施策 8-② 連携と協働によるまちづくりの推進																				
76 市政に参加したいと思う市民の割合を増やします	市政への関わりについて、「参画・協働したくない」と思う市民の割合 13.7% 市政への関わりについて、「無回答」の市民の割合 7.2%	令和元年度																		
基本施策 8-③ 情報通信技術の活用によるまちづくりの推進																				
77 「市民サービスDX」により、市民サービスの質を高めます	市役所の窓口サービスについて、「良い」「まあまあである」と思う市民の割合 43.6% 行政手続のオンライン化 ぴったりサービス 1手続 東京電子自治体共同運営サービス 23手続	令和元年度 令和2年度末																		
78 「庁内業務DX」により、業務効率を高めま	Web会議実施件数 4件	令和2年度末																		
基本施策 8-④ 「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進																				
79 住み続けたいと思う市民の割合を増やします(再掲)	昭島市に「今後とも住み続けたい」「どちらかというに住み続けたい」と思う市民の割合 81.8%	令和元年度																		
80 ふるさととしての愛着度を増やします	昭島市に対して、ふるさととしての親しみや愛着を「持っている」「やや持っている」と思う市民の割合 67.1%	令和元年度																		

2 基本施策とSDGsの目標(ゴール)対応表

大 綱	基本施策	1 貧困の撲滅	2 気候変動と持続可能な消費と生産	3 健康と長寿な生活を
安全で安心して住み続けられるまち	防災・危機管理体制の構築			○
	交通安全の推進			○
	防犯対策の充実			
互いに支え合い、尊重し合うまち	コミュニティ活動の推進			
	健康支援・医療体制の充実			○
	高齢者・障害者福祉の充実			○
	社会保険制度の充実			○
	地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備 多様性を認め合える地域の醸成	○		○
未来を担う子どもたちが育つまち	子ども・子育て環境の整備	○		○
	幼児教育・保育の充実			○
	学校教育の充実			
	青少年の健全育成の推進			○
文化芸術、スポーツの振興を図るまち	文化芸術活動の促進			
	文化財の保護・調査・活用			
	スポーツ・レクリエーションの振興			○
	図書館活動の充実			○
	生涯を通じた学習活動の推進			○
環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち	地球環境の保全			
	水と緑の環境の保全			
	ごみ処理の推進			
快適で利便性に富んだまち	公共交通網の充実			
	道路環境の整備			
	深層地下水100%水道水の供給			
	下水道の維持管理			○
	市街地の整備			○
	快適な公園の確保			
	住環境の保全			○
生活を支え、活力を生み出すまち	地域振興と就労環境の充実			
	商工業の振興			
	都市農業の振興		○	
	観光まちづくりの推進			
	消費生活環境の充実			
計画実現のために	健全で持続可能な行財政運営の推進			
	連携と協働によるまちづくりの推進			
	情報通信技術の活用によるまちづくりの推進			
	「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進			○

4 教育の質を高める	5 ジェンダー平等を推進する	6 清潔な水と衛生を確保する	7 再生可能エネルギーを拡大する	8 産業・雇用とイノベーションを促進する	9 産業・雇用とイノベーションを促進する	10 人や国の不平等をなくす	11 持続可能な都市とコミュニティを構築する	12 持続可能な消費と生産を促進する	13 気候変動に起因する影響を軽減する	14 海の豊かさを守り、持続可能な開発を促進する	15 陸の豊かさを守り、持続可能な開発を促進する	16 平和と公正な社会を構築する	17 パートナーシップを推進する
					○		○		○				
							○					○	
							○						
						○	○						○
						○	○						○
	○			○		○						○	
○	○												
○				○									○
○							○						○
○													○
		○	○					○	○	○	○		
		○					○		○	○	○		
					○		○						
		○			○		○			○	○		
				○	○		○				○		○
				○			○						○
								○				○	○
○						○						○	○
	○			○		○	○					○	○

3 策定における取組

(1) 市民意識調査

○ 調査の目的

市政に関する市民の意識・意見・要望などを把握し、総合基本計画の策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

○ 調査の概要

- ・調査地域 ……………昭島市全域
- ・調査対象 ……………満18歳以上の市民
- ・調査対象数 ……………3,000人
- ・調査期間 ……………平成30年8月8日～8月27日
- ・有効回収数(回収率) ……………1,443件(48.1%)

○ 調査項目

定住意向、暮らしの満足度、災害対策、交通環境、日常生活、地域活動、生涯学習、環境、昭島市の水道水、昭島市のまちづくり、昭島市の将来都市像、少子高齢化、男女共同参画、働き方、国際交流・多文化共生、市政と市民、公共施設

(2) 市民フォーラム

○ 第1回 昭島のこれからを考える市民フォーラム

次期総合基本計画策定にあたり、総合計画について市民の理解を深めるとともに、昭島市の将来像について市民から幅広い意見を伺いました。

- ・実施日 ……………令和元年5月12日(日)
- ・会場 ……………市役所 市民ホール
- ・対象者 ……………広報・ホームページにより公募
- ・参加者数 ……………28名
- ・基調講演 ……………「総合基本計画とは」
講師 (株)創造開発研究所 代表取締役 齊藤 誠 氏
- ・ワークショップ…………「10年後の昭島の姿を考える」



○ 第2回 昭島のこれからを考える市民フォーラム

無作為抽出の市民を対象としたプラーヌクツェレ方式を活用し、今後の施策展開等について市民から幅広い意見を伺いました。

- ・実施日 ……………令和2年11月14日(土)
- ・会場 ……………市役所 市民ホール
- ・対象者 ……………無作為抽出による18歳以上の市民1,000人
- ・参加者数 ……………18名^{※1}
- ・ワークショップ ……「これからの昭島市のまちづくりについて」



※1 令和2年3月に予定していた市民フォーラムが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となり、その日に参加意向のあった市民36名に対し再募集しました。

(3) 市民説明会

○ 第1回 市民説明会

審議会において基本構想の素案がまとまったため、市と審議会の合同で説明会を開催し、市民の皆様から様々なご意見をいただきました。

- ・日程、会場及び参加人数

	日 程	会 場	参加人数
1日目	令和3年4月16日(金) 18:30～20:00	市役所 市民ホール	7名
2日目	令和3年4月18日(日) 15:00～16:30	あいぽっく 講習室・休養室	17名



○ 第2回 市民説明会

審議会において基本構想及び基本計画の素案がまとまったため、パブリックコメントに向けて、市と審議会の合同で説明会を開催しました。

- ・実施日 令和3年9月12日(日) 10:00～11:00
- ・会場 市役所 市民ホール
- ・参加者数 7名



(4) 総合基本計画策定庁内検討委員会

市の課長職による「総合基本計画策定庁内検討委員会」を設置し、総合基本計画の策定に関する検討を行うとともに、庁内の合意形成を図りました。

また、その下部組織として、市の若手職員を中心とした「作業部会」を設置し、施策の体系や将来都市像などの検討を行いました。

区分	開催回数
総合基本計画策定庁内検討委員会	15回
同作業部会	3回



4 基本構想審査特別委員会 (昭島市議会)

(1) 特別委員会委員

氏名	金井悦子	吉野智之	ゆざまさ子	奥村博	森田久夫	○ 高橋誠	小林こつじ	渡辺純也	林まい子	佐藤文子	◎ 大島ひろし	南雲隆志
----	------	------	-------	-----	------	-------	-------	------	------	------	---------	------

◎委員長 ○副委員長

(2) 審査経過

開催日	審査内容など
令和3年12月13日	委員長・副委員長の選出など
令和4年1月27日	審査
令和4年1月28日	

5 昭島市総合基本計画審議会

(1) 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
1	白川 宗昭	昭島市教育委員会	
行政委員会の委員 (2人以内)	鈴木 勇作	昭島市農業委員会	令和2年7月19日まで
	谷部 英治		令和2年7月30日から
3	浅見 勇	昭島観光まちづくり協会	
4	信行 賢順	連合東京多摩中央地区協議会	
5	中島 岩雄	昭島市自治会連合会	
公共的団体の代表者 (7人以内)	日恵野貴之	昭島六団体連絡協議会	
7	細谷 訓之	昭島市社会福祉協議会	令和3年3月31日まで
	安倍 弘行		令和3年4月9日から
8	水野 宏一	昭島市商工会	
9	荒井 康裕	東京都立大学 都市環境学部	
10	大田 真也	昭島市医師会	
11	杉田 一男	昭島市まちづくり委員会	
学識経験のある者 (7人以内)	◎ 田中 啓之	相模女子大学 人間社会学部	
	○ 前田 耕司	早稲田大学 大学院教育学研究科	
14	松本 祐一	多摩大学 経営情報学部 産官学民連携センター	
15	山下 俊之	昭島市行財政改革推進会議	
16	赤田 輝子		
公募による市民 (4人以内)	河村 美紀		
18	和田 容子		

注1) ◎は会長、○は副会長

注2) 委員の任期は、令和元年6月6日から市長の諮問に係る答申が終了するまでの間。

(2) 総合基本計画審議会条例

○昭島市総合基本計画審議会条例

昭和54年 3月22日条例第5号

改正 平成10年12月25日条例第36号

平成13年 3月8日条例第3号

(設置)

第1条 昭島市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定するため、昭島市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 審議会は、審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 7人以内
- (3) 学識経験のある者 7人以内
- (4) 公募による市民 4人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。ただし、委員が前条各号のいずれかに該当しなくなつた場合には、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、基本構想及び基本計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭島市総合建設計画審議会条例（昭和44年昭島市条例第26号）は、廃止する。

附 則（平成10年12月25日条例第36号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月8日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）



(3) 審議過程

開催月日	審議会	審議内容など
令和元年 6月6日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・会長、副会長の選任 ・基本構想及び基本計画の諮問について ・今後の進め方について
令和元年 7月12日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・市政の概要について ・次期総合基本計画について
令和元年 8月9日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・国や都の動向について ・将来都市像（キャッチフレーズ）について
令和元年 9月13日	第4回	基本構想の体系について
令和元年 10月11日	第5回	基本構想素案について (台風19号の影響により書面等により実施)
令和元年 11月11日	第6回	基本構想素案について
令和2年 2月14日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について ・基本計画（第1章・第2章）について
令和2年 3月13日	第8回	基本計画（第3章）について (新型コロナウイルス感染症の影響により書面等により実施)
令和2年 7月30日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の交代について ・計画策定スケジュールについて ・基本計画（第3章）について
令和2年 11月6日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画について ・人口推計の更新、総合戦略について ・第五次総合基本計画の進捗について
令和3年 3月19日	第11回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（第4章）について ・市民フォーラム（第2回）の実施報告について ・市民説明会の実施について
令和3年 4月9日	第12回	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の交代について ・基本計画（第5章）の策定に向けて ・今後の審議会の運営方法について ・市民説明会について
令和3年 5月21日	第13回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会の実施報告について ・基本計画（第5章）について
令和3年 6月11日	第14回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（第5章）について ・新たな地域コミュニティのあり方について
令和3年 7月9日	第15回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（第5章）について ・新たな地域コミュニティのあり方について
令和3年 8月13日	第16回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画の修正箇所等について ・今後のスケジュールについて
令和3年 9月10日	第17回	<ul style="list-style-type: none"> ・総合基本計画（素案）について ・市民説明会並びにパブリックコメントの実施について
令和3年 10月29日	第18回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会の実施報告について ・パブリックコメントの結果について ・財政見通しと実施計画の現状値について
令和3年 11月12日	第19回	基本構想及び基本計画の答申について

6 用語解説

あ

R P A (あーるぴーえー)

Robotic Process Automationの略。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術。

I C T (あいしーていー)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報や通信に関する技術の総称。

昭島市スタートカリキュラム スタートブック

(あきしましすたーとかりきゅらむ すたーとぶっく)

スタートカリキュラムとは、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラム。一人一人の発達や学びを切れ目のないようにつなげ、学びの成果を受け止め、次の段階で一層発展できるように、「昭島市スタートカリキュラム スタートブック」を発行し、小学校段階において円滑にスタートできることを目指した教育を進めている。

あきしま省エネ家計簿 (あきしましょうえねかけいぼ)

地球温暖化対策の一つとして、家庭での省エネの取組を応援するプログラム。電気、ガス、水道などの使用量、ごみの量などを毎月記録することで、二酸化炭素の排出量が自動計算され、グラフや省エネアドバイスが表示される。Webだけでなく、スマートフォンアプリでも利用が可能。また、家庭で取り組むだけでなく、グループなど、複数人で取り組む機能も有する。

あきしま省エネファミリー (あきしましょうえねふぁみりー)

家庭での地球温暖化対策の取組として、「あきしま省エネ家計簿」に登録した市内在住の家族。

預かり保育事業 (あずかりほいくじぎょう)

幼稚園が通常時間外に子どもたちを預かる保育事業。

アダプト制度 (あだぷとせいど)

市民や団体が、特定の公園や道路、緑地などの美化活動を定期的に行うボランティア活動で、それを行政が支援する制度。

インクルーシブ (いんくるーしぶ)

「包み込むような」という意味で、排除しないこと。

インクルーシブ教育 (いんくるーしぶきょういく)

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、

障害のある方と障害のない方がともに学ぶ仕組み。

インターンシップ (いんたーんしっぷ)

就職や就労の前に行う就業体験のこと。

インフラ (いんぷら)

生活や産業などの経済活動を営むうえで不可欠な社会基盤で、公共の福祉のため整備・提供される電気やガス、水道、道路などの施設の総称。

雨水幹線 (うすいかんせん)

公共下水道のうち、雨水を河川などに放流するための主要な排水管路。

雨水浸透施設 (うすいしんとうしせつ)

降雨時、流れ込む雨水による下水道施設への負担の軽減や浸水被害を緩和するため、雨水を地下に浸透させる設備。

AI (えーあい)

Artificial Intelligence (人工知能) の略。人が実現する様々な知覚や知性を人工的に再現するもの。

エコロジカル・ネットワーク (えころじかる・ねっとわーく)

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等)がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークと呼ばれることもある。

SNS (えすえぬえす)

Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。ツイッターやインスタグラム、ラインなど、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

エスクリクティウス アキシマエンシス

(*Eschrichtius akishimaensis* / えすくりくていうす あきしまえんしす)

昭和36(1961)年に多摩川の河川敷から産出したクジラの化石に付与された学名(和名: アキシマクジラ)。「エスクリクティウス」はコククジラ属、「アキシマエンシス」は昭島で見つかった、昭島由来という意味。

SDGs (えすでいーじーず)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。平成27(2015)年国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた2030アジェンダ(令和12(2030)年までに達成する計画)の中核として記載されている国際社会共通の目標。人権や福祉、経済、環境問題など幅広く21世紀の世界が抱える課題の解決に向けて、「17の目標」とそれを達成するための具体的な項目である「169のターゲット」で構成されている。

NGO (えぬじーおー)

Non-Governmental Organization (非政府組織) の略。民間人や民間団体がつくる機

構・組織で、経済的利益を目指さず、国際協力を携わる組織や政府を補完する組織のこと。

M字型曲線（えむじがたきょくせん）

年齢層別に見た女性労働率のグラフで特徴的な曲線のこと。女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。

援農ボランティア体験（えんのうぼらんでいあたいけん）

農作業を手伝うボランティア体験。農家の人手不足をサポートし補うとともに、サポートする人は農業体験ができ、農業への理解が促進される。

エンパワーメント（えんぱわーめんと）

組織・集団内における権限委譲・付与のこと。これにより、個人やグループが本来持っている力を自ら発揮できるようになり、組織・集団の適正化や活性化にもつながる。

親子調理方式（おやこちょうりほうしき）

学校給食の調理方式のひとつ。給食調理施設が整備された学校（親校）で調理した給食を他の学校（子校）に搬送する方法。

温室効果ガス（おんしつこうがす）

地表から放射された熱が地球外に出ていくのを妨げ、そのことで大気圏内を温室のようになってしまう気体の総称。京都議定書では二酸化炭素やメタンなど6種類が定められており、地球温暖化の主たる原因の一つとされている。

か

カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（カーボン）の排出量が、実質ゼロ（ニュートラル）になっている状態。脱炭素と同義語。

カーボンハーフ（かーぼんはーふ）

カーボンニュートラル（二酸化炭素排出量実質ゼロ）に向けて、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（カーボン）の排出量が、基準年度比50%減となっている状態。

介護認定・給付の適正化（かいごにんてい・きゅうふのてきせい）

各被保険者の容態やニーズに適した要介護度の認定と、それに基づき適正なサービス給付を行うこと。介護保険料の上昇を防ぎ利用者負担を軽減するためにも、介護認定と給付の適正化が必須となっている。

介護予防事業（かいごよぼうじぎょう）

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐため、市町村・地域で要支援者や高齢者に対し計画的に提供される、介護予防や生活支援に関わる事業のこと。

海洋ごみ（かいようごみ）

海中を漂っているごみや、海岸に漂着したごみの総称。

海洋プラスチック（かいようぷらすちっく）

普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。マイクロプラスチックの原因として問題になっている。

学校生活支援シート（がっこうせいかつしえんシート）

学校や保護者、関係機関など、子どもと関わる様々な人々が、その子どもに対し共通理解を持ち、同じ視点で継続して支えていくための情報や記録を記載したもの。

カリキュラム・マネジメント（かりきゅらむ・まねじめんと）

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

管きよ（かんきよ）

上水や汚水・雨水を流す公道に埋設された水道管や下水道管などの構造物。

環境基準（かんきょうきじゅん）

環境基本法第16条に基づき定められているもので、大気・土壌の汚染、水質汚濁、騒音から人々の健康を守り生活環境を保全するうえで維持されることが望ましいとされる、環境上の基準。

完全雇用（かんぜんこよう）

労働の意思と能力のある者がすべて働いている状態。

かん養（かんよう）

地表の水が地下に浸透して帯水層に地下水として蓄えられること。

管路（かんろ）

上・下水管などの管きよや、マンホール・雨水調節池・ポンプ場などの設備のこと。

機運醸成（きうんじょうせい）

行動を起こすのに良いタイミングやチャンスを得られるように、少しずつ状況を作り上げていくこと。

G I G Aスクール構想（ぎがすくーるこうそう）

G I G Aは「Global and Innovation Gateway for All」の略。直訳すると「すべての児童・生徒のための国際的で革新的な入り口」。児童・生徒向け1人1台の学習用パソコンと高速ネットワーク環境などを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

キャッシュレス決済（きゃっしゅれすけっさい）

紙幣や硬貨などの現金を使用せずに代金の支払をすること。キャッシュレスの決済手段には、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）やスマートフォン決済など、様々な手段がある。

狭あいな住宅地（きょうあいなじゅうたくち）

住宅が密集し緊急車両の通行ができないなど、隣近所との間隔にゆとりがない住宅地。

共生社会（きょうせいしゃかい）

高齢者や障害のある方など、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった方が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

協働（きょうどう）

市民や行政など立場の異なる複数の主体が、何らかの目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しながら活動すること。

橋りょう（きょうりょう）

一般的に、橋のこと。

グッドモーニング60分（ぐっどもーにんぐろくじゅっぷん）

起床から登校までの時間を60分間確保することにより、子どもたちの1日の生活リズムを整え、生活習慣の改善を図る取組。

グリーンインフラ（ぐりーんいんぷら）

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

クリタウォーターガッシュ昭島（くりたうおーたーがっしゅあきしま）

栗田工業株式会社ラグビー部のチーム名称。昭和37（1962）年創部、平成30（2018）年10月から昭島市を本拠地とする。

グローバル・パートナーシップ（ぐろーばる・ぱーとなーしっぷ）

地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。

刑法犯認知件数（けいほうはんになちけんすう）

警察等捜査機関が犯罪について、被害届等によりその発生を把握した件数。

ゲートキーパー（げーとキーぱー）

本来の意味は「門番」。自殺対策においては、「自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人」を指す。

ゲリラ豪雨（げりらごうう）

一部の地域で短い時間に大雨となること。「局地的大雨」ともいう。

減価償却率（げんかしょうきゃくりつ）

時間の経過や使用によって価値が減少する資産を取得した時、取得にかかった経費を一括ではなく、分割して会計処理をしていく際に用いる耐用年数に応じて定められた割合。

元気アップガイドブック（げんきあっぷがいでぶっく）

運動に親しみ、自らの力で健康的な生活を営む児童・生徒を育成するために、平成29（2017）年に昭島市教育委員会が作成した冊子。東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果の記録、目標や振り返りを記入し、学校と家族で共有することができる。また、家族や友達とできる簡単な運動や「グッドモーニング60分」の取組も紹介され

ている。

健全化判断比率（けんぜんかはんだんひりつ）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標により示される自治体財政の健全化度合。財政破綻しないために、注意信号となる早期健全化基準、危険信号となる財政再生基準が定められている。

健全度（けんぜんど）

公共施設などに対して実施する定期点検や必要に応じた詳細点検の結果をもとに、当該施設に損傷や機能低下、強度や性能上の安全性の問題がないか評価する指標。

公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

地方公営企業法の財務規定等を適用した複式簿記による会計方法。昭島市では、水道事業と下水道事業が公営企業会計となっている。公営企業会計により、経営状況や財政状態を、より明確に把握することができ、経営の効率化・健全化を図ることが可能となる。

後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）

75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の高齢者を対象とした医療保険制度で、1割または3割の負担で医療サービスを受けることができる。

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

更生保護活動（こうせいほごかつどう）

犯罪や非行を犯した人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

交通危険箇所（こうつうきけんかしよ）

死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している道路や交差点のこと。

交通災害共済（こうつうさいがいきょうさい）

加入者が掛け金を出し合い、交通事故にあった際、けがの程度に応じて給付金を受け取れる仕組みのこと。

後発医薬品（こうはついやくひん）

「ジェネリック医薬品」とも呼ばれる。最初に開発され製品化された「先発医薬品（新薬）」に対し、その特許が切れたあとで製造販売される医薬品。先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、効き目も同等であるが、先発医薬品に比べ、開発費や時間がかからないため安価で販売される。患者負担の軽減や医療保険財政の改善に有効である。

交流人口（こうりゅうじんこう）

その地域を訪れる人々のことで、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなど、訪れる目的は特に問わない。なお、「交流人口」でもなく、移住する「定住人口」でもないが、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを「関係人口」という。

高齢者福祉センター（こうれいしゃふくしせんたー）

高齢者相互のふれあいと交流を深め、生きがいと健康づくりを支援するための施設。

コーホート要因法（こーほーとよういんほう）

ある時点において年齢や性別などの共通の属性をもつ人口群のことを「コーホート」といい、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「社会増減」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

心のバリアフリー（こころのばりあふりー）

困っているときに互いに助け合い、支え合おうとする配慮や気遣い、支援を必要とする人への理解を深め、偏見や差別等のバリア（社会障壁）をなくしていくこと。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進める基本となる。

子育て世代包括支援センター（こそだてせだいほうかつしえんせんたー）

母子保健法に基づき市町村が設置するもの。保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。

子育てひろば（こそだてひろば）

保育所・幼稚園を活用した子育てに関する地域活動の拠点。身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、交流などを行う場。

子ども・子育て支援法（こども・こそだてしえんほう）

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律。

子ども家庭支援センター（こどもかていしえんせんたー）

多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供を担い、子育てを総合的に支援する機関。昭島市ではアキシマエンシスに設置されている。

子ども食堂（こどもしょくどう）

地域の子どもや保護者等が気軽に立ち寄り、安価で栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互に交流を行う場。

子どもの権利条約（こどものけんりじょうやく）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた国際条約。日本は平成2（1990）年に署名、平成6（1994）年に批准した。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な4つの権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

コミュニティバス（こみゅにていばす）

交通空白地帯などで地域住民の移動手段を確保するために、主に自治体などが運営する

バス。昭島市においては、「Aバス」のこと。

コンポスト（こんぼすと）

生ごみ堆肥化容器のことで、家庭から出る生ごみなどを堆肥にして、ごみを減量するもの。

さ

災害応援協定（さいがいおうえんきょうてい）

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間業者や関係機関との間、または自治体間で締結される協定のこと。

再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

太陽光や地熱、風や水などのように、自然界に存在する環境や資源を利用するエネルギーのこと。

サプライチェーン（さぷらいちえん）

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。

サロン活動（さろんかつどう）

地域を拠点に、住民同士が協働で行う仲間作りの活動で、地域の豊かな人間関係や、支え合い、助け合いの関係を作り出す継続的な活動。

シェアサイクル（しえあさいくる）

登録した複数の人と自転車を共有することを目的としたサービス。

ジェンダー（じえんだー）

生物学的な性別に対して、社会的・文化的に創られる性別のこと。

資源回収奨励金制度（しげんかいしゅうしょうれいきんせいど）

ごみ減量とリサイクル推進のため、家庭から出る資源・ごみの中から、リサイクルできるものを集団回収している住民団体（自治会、子ども会など営利を目的としない団体）に、奨励金を交付する制度。

自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

災害対策基本法に基づく地域住民による任意の防災組織。隣近所で役割を分担しながら心と力を合わせて助け合う、隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のこと。

次世代自動車（じせだいじどうしゃ）

大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、天然ガス自動車（NGV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）等が挙げられる。

シティプロモーション（していぷろもーしょん）

地方自治体によって行われる、地域のイメージを向上させるために行われる活動の総称。

児童遊園（じどうゆうえん）

児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする公園。

シビックプライド（しびっくぷらいど）

自分の住んでいるまちや働いているまちなどに対して、誇りや愛着を持ち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ちのこと。

市民ワークショップ（しみんわーくしょっぷ）

計画の策定などにあたり市民が参加し、自由に意見を出し合い、体験や作業などを通じて互いの意見の理解を深めたり、考え方をまとめたりするための手法の一つ。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく営利を目的としない民間団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係機関などと協力し、行政とも連携しながら活動している。

社会保障（しゃかいほしょう）

人が生活を営むなかで病気、老齢、障害、死亡、失業、貧困、要介護、出産、育児などに直面したときに、国や公共団体がサービスや支援を提供し、その生活の安定を図る制度。

就学支援シート（しゅうがくしえんシート）

小学校入学前の児童を対象とし、幼稚園・保育所での生活や家庭での様子などを担任の先生や保護者が書き込み小学校へ引継ぎを行う。入学後の生活への配慮等につながり、学校生活を過ごしやすくするためのもの。

住宅セーフティネット制度（じゅうたくせーふていねっとせいど）

高齢者、障害のある方、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度。

首都直下地震（しゅとちよっかじしん）

東京都周辺の首都圏に最大級の被害をもたらす可能性のあるマグニチュード7クラスの大地震。

小規模保育施設（しょうきぼほいくしせつ）

0歳児から2歳児を対象に定員6人以上19人以下で保育を行う事業所。

食育（しょくいく）

生きるうえでの基本であり知育・徳育・体育の基礎となるもので、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること。

人権擁護委員（じんけんようごいいん）

人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の方々に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う人。

人口動態（じんこうどうたい）

ある一定の期間内において、出生・死亡による自然増減、転入・転出による社会増減、結婚・離婚による所属変化などにより生じる人口集団の動き（変動）のこと。

スタートカリキュラム（すたーとかりきゅらむ）

小学校へ入学した子どもが、幼稚園や保育所などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を作り出していくための教育課程。

ステークホルダー（すてーくほるだー）

一般的には利害関係者のこと。ビジネスにおいては、企業の経営行動などに対して直接・間接的に利害が生じる関係者のことで、具体的には、株主、消費者（顧客）、従業員、得意先、地域社会などが挙げられる。

ストックマネジメント（すとっくまねじめんと）

既存の建築物など（ストック）を適切に維持管理し、有効な活用を図る手法のこと。

スマート東京（すまーととうきょう）

「デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができるといふ、東京都が目指す未来の姿の一つとして示された概念。東京版 Society 5.0 のこと。

3R（スリー・アール）（すりー・あーる）

リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった言葉。環境に負荷をかけない循環型社会形成のための考え方。

生産緑地（せいさんりょくち）

緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境づくりを目指す都市計画上の制度（生産緑地制度）により指定された市街化区域内の農地。30年間営農を継続させなければならないなどの義務がある一方、税制優遇措置がある。

性的マイノリティ（せいてきまいのりてい）

性的指向と性自認において少数派であること。

精度管理（せいどかんり）

測定結果が正しいものとなるように、採取した検体の取扱いや管理条件を設定すること。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方を保護するため、財産管理や契約手続など一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人の行為の代理、または本人による行為を助ける者を選任する制度。家庭裁判所が判断能力の程度により、後見・保佐・補助のいずれかに認定する。平成12（2000）年の民法改正により禁治産制度に代わる制度として設けられた。

セーフティネット（せーふていねっと）

個人を経済的破綻のリスクから救済するための社会保障制度のこと。

ZEV（ぜぶ）

Zero Emission Vehicleの略。排出ガスを一切出さない電気自動車（EV）や、水素などを使用する燃料電池車（FCV）のこと。

総合オンブズパーソン制度（そうごうおんぶずぱーそんせいど）

公正かつ中立的な立場にあるオンブズパーソンが、市政に関する苦情を、市民に代わり迅速に解決し、市民の権利利益を擁護するとともに、市政に対する信頼を高め、開かれた市政の一層の推進を図ることを目的とする制度。

ソーシャル・インクルージョン（そーしゃる・いんくるーじょん）

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

ソーシャルディスタンス（そーしゃるでいすたんす）

新型コロナウイルスなどの感染防止対策として、人と人との距離を十分に保つこと。

Society 5.0（そさえていごてんぜろ）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立し、人々に豊かさをもたらす人間中心の社会のこと。

た

待機児童（たいきじどう）

定められた要件を満たして認可保育所・学童クラブへの申込みをしたものの、施設の不足や希望時間の調整がつかないなどの理由により入所ができない児童のこと。

耐震改修促進計画（たいしんかいしゅうそくしんけいかく）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第6条の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

多機能化（たきのうか）

目的の異なる施設や機能をひとつの建物に集約するなどし、複数の機能を持たせること。

立川断層帯地震（たちかわだんそうたいじしん）

立川断層帯は、関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて分布する活断層帯であり、全体として長さは約33kmで、おおむね北西－南東方向に延びている。将来マグニチュード7.4程度の地震が発生すると推定されている。

脱炭素社会（だつたんそしゃかい）

二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。カーボンニュートラルと同意語。

タブレット端末（たぶれっとたんまつ）

パソコンの分類の一つで、板状の本体が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指で触れて行う機器のこと。

多文化共生（たぶんかきょうせい）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

TAMAらいふ21（たまらいふにじゅういち）

平成5（1993）年に東京多摩地域で開催された地方博覧会。

男女共同参画（だんじょきょうどうさんかく）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。これにより、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく享受し、かつ、ともに責任を担うことができる。

地域医療（ちいきいりょう）

病院などの医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、地域住民が安心して暮らすことができるよう、健康を支える医療体制のこと。

地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人・人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会のこと。

地域産業（ちいきさんぎょう）

一定の範囲の地域において、集中的に立地しているある特定の業種の中小企業群及びその産業。

地域生活支援拠点（ちいきせいかつしえんきょてん）

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を備えた、障害のある方の生活を地域全体で支えるための機関のこと。

地域福祉権利擁護事業（ちいきふくしけんりようごじぎょう）

認知症や知的障害、精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある方が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続・支払等の援助を行う事業のこと。

地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

地縁型活動（ちえんがたかつどう）

住みよい地域社会を築くために、地域住民の連携を深めながら、地域の課題を自ら解決することを目的に活動すること。

地産地消（ちさんちしょう）

地域生産地域消費、地元生産地元消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

超高齢社会（ちょうこうれいしゃかい）

65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると

「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。

直接飲用率（ちやくせついんようりつ）

上水道を利用する方のうち、水道水を貯水槽などを通さずに直接飲用している方の割合。

通級指導学級（つうきゅうしどうがっきゅう）

障害のある児童・生徒に対して、通常の授業や学校行事等への参加は在籍校で行いつつ、障害に応じた特別の指導は特別の場である通級指導学級で行うという、特別支援教育の一つの形態。

通常教育時間（つうじょうきょういくじかん）

幼稚園の1日の教育課程に係る時間は、4時間が標準。

低炭素型の公共交通（ていたんそがたのこうきょうこうつう）

二酸化炭素の排出が少ない公共交通。

テーマ型活動（てーまがたかつどう）

趣味や特定の課題などのテーマでつながった組織・グループが、社会的な課題を解決するため、営利を目的とせず、不特定多数の利益を増進することを目的に活動すること。

デジタルデバイド（でじたるでばいど）

インターネットやパソコン・スマートフォン等の情報通信技術を利用できる人とそうでない人の間に生まれる情報格差のこと。

デジタルアーカイブ（でじたるあーかいぶ）

公共性や文化的な価値が高い有形無形の文化財や地域文化、貴重な史料などを、将来にわたって活用できるように、デジタル方式で画像や映像などに記録・保存すること。

デジタル教科書（でじたるきょうかしょ）

紙の教科書の内容を記録した電磁的教材。

デジタル トランスフォーメーション (DX)（でじたる とらんすふぉーめーしょん）

DXはDigital Transformation (= X-formation) の略。コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前のIT化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされている。国においてはデジタル庁の新設をはじめとし、デジタル化の強力な推進が最重要課題に位置づけられた。

テレワーク（てれわーく）

情報通信機器を利用して、職場以外の場所で事業所から任された仕事を行う勤務形態。育児や介護など、個々人の事情に応じながら、ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方として期待されている。

東京都後期高齢者医療広域連合

（とうきょうとこうきこうれいしゃいりょうこういきれんごう）

後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体（自治体）で、東京都のすべての市区町

村によって組織されている。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務を処理する。

東京都シルバーパス（とうきょうとしるぱす）

満70歳以上の都民が、都営交通（都バス・都営地下鉄・都電）と東京都内の民営バスに乗車できる定期乗車券のこと。

投資的経費（とうしてきけいひ）

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の社会資本の整備に要する費用。

糖尿病性腎症重症化予防事業

（とうにようびょうせいじんしょうじゅうしょうかよぼうじぎょう）

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者及び受診中断者について、関係機関からの適切な受診勧奨・保健指導を行うことにより治療に結び付けるとともに、糖尿病性腎症の通院患者のうち重症化リスクの高い者に対し主治医の判断により保健指導対象者を確定することで、腎不全・人工透析への移行を防止することを目的とした事業。

道路台帳システム（どうろだいちょうしずてむ）

道路管理者が作成する道路に関する調書・図面を管理するシステム。

特殊詐欺（とくしゅさぎ）

電話などの通信手段を使って、対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。

特定生産緑地制度（とくていせいさんりょくちせいど）

令和4（2022）年で30年の期間経過を迎える生産緑地について、期間満了までに、市町村に特定生産緑地の申請をすることで、従来の生産緑地と同じ税制優遇措置が10年間延長される制度。

特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

都市公園（としこうえん）

都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園。

な

内水ハザードマップ（ないすいはざーどまっぷ）

大雨時に下水道や水路などから浸水が想定される区域や浸水する深さなどの情報をまとめた地図。内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより、内水による浸水被害を最小化することを目的とする。

ニート（にーと）

15歳以上34歳以下で、就業せず、職業訓練、就学、家事や家業の手伝いもしていない人のこと。

認可外保育施設（にんかがいほいくしせつ）

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業）以外の保育を行うことを目的とする施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設において、おおむね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含まれる。

認定こども園（にんていこどもえん）

幼稚園と保育所等の制度の枠組みを越え、それぞれの良いところを生かしながら、幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て家庭に対する支援を総合的に行う施設。

認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

農業経営基盤強化促進法に基づき経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を市町村が認定する認定農業者制度により認定を受けた農業者。認定を受けると金融・税制措置の面などで支援を受けることができる。

熱中症警戒アラート（ねっちゅうしょうけいかいあらーと）

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとることを促すための警報。暑さ指数（WBGT）が33以上になると予報された場合、都道府県単位で出される。

農ウォーク（のううおーく）

新鮮な農産物の収穫を体験しながら、市内の野菜畑・果樹園・花き温室などを農業者と一緒に巡るイベント。

は

バスロケーションシステム（ばすろけーしょんしすてむ）

利用するバスの現在地や到着時間などがスマートフォンやパソコンなどで確認できるサービスのこと。

パッケージシステム（ぱっけーじしすてむ）

システム業者が用意する標準的な製品のことで、なお、運用などに合わせて改修することをカスタマイズという。

パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）

自治体が政策等を決定する過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表した事項に対して市民等からの意見を求め、それを考慮しながら最終決定を行う制度。

バリアフリー（ばりあふりー）

高齢者や障害のある方が、日常生活や社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組。

パンデミック（ぱんでみっく）

病気や感染症などが世界的に大流行すること。

PFI（ぴーえふあい）

Private Finance Initiativeの略。公共施設の建設・維持管理・運営に民間の経営能力や技術を活用することで、効率化や質の向上を図る公共事業の手法。

PM2.5（ぴーえむにてんど）

大気中に浮遊している2.5マイクロメートル（1マイクロメートルは1mmの1000分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10マイクロメートル以下の粒子）よりも小さな粒子のこと。PM2.5は髪の毛の太さの30分の1程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

PDCA（ぴーでいーしーえー）

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する手法。

PPP（ぴーぴーぴー）

Public Private Partnershipの略。公共サービスに民間の資本やノウハウを利用し、質の向上を目指すもの。

引きこもり（ひきこもり）

半年以上自宅にこもり、社会参加をしていない人。

ビッグデータ（びっぐでーた）

スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる様々な種類の膨大なデータのこと。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

災害時等に自ら避難することが困難であり、第三者の手助けが必要な、高齢者や障害のある方、難病患者など、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

病児保育事業（びょうじほいくじぎょう）

子どもが風邪や発熱などで急に体調を崩し、保護者が看護を行えない場合に、病院や保育所などで一時的に保育を行う事業のこと。

VOC（ぶいおーしー）

Volatile Organic Compounds（揮発性有機化合物）の略。蒸発しやすく、大気中で気体となる有機化合物の総称。塗料や接着剤、インクなどに含まれる溶剤やガソリンから揮発してくるトルエンやキシレン、金属や機器の洗浄に使われるトリクロロエ

チレン)、塩化メチレン(ジクロロメタン)などはその代表的な成分。

フィルムコミッション (ふいるむこみっしょん)

映画やテレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致し、撮影がスムーズに進行するようサポートする非営利団体のこと。

複合化 (ふくごうか)

複数の施設や機能を組み合わせ、一つの施設に集約すること。

プラスチック・スマート (ぷらすちっく・すまーと)

環境省が平成30(2018)年10月に立ち上げたキャンペーン。世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするために実施。正しい処理やリサイクル方法を広め、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要とされる。

プラスチックマイナス1運動 (ぷらすちっくまいなすいちうんどう)

プラスチックの持続可能な利用を目指し、生活のあらゆる場面で必要性の低い使い捨てプラスチックを「1つ減らす」ことを促す取組のこと。

放課後子ども教室 (ほうかごこどもきょうしつ)

小学生を対象とし、平日の放課後等に小学校の校庭、体育館等学校施設において、居場所づくりを兼ねて多様な学習・体験プログラムを実施する事業。

包摂 (ほうせつ)

一つの事柄をより大きな範囲の中に包み入れること。

ま

マイクロプラスチック (まいくろぷらすちっく)

環境中に存在する微小なプラスチック粒子。回収するのが困難で、海洋の有機汚染や海洋生物の食物連鎖の破壊などにつながる。

町あるき (まちあるき)

一般社団法人昭島観光まちづくり協会が主催する着地型観光イベント。市内の企業訪問や史跡巡りなどの体験を通して、参加者に昭島の魅力を再発見してもらうことを目的とする。

マルチチャンネル化 (まるちちゃねるか)

チャンネル(方法、経路)を複数化すること。ホームページやSNSなど情報伝達経路を複数もつこと。

マンホールトイレ (まんほーるといれ)

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

水と緑のネットワーク（みずとみどりのねっとわーく）

多摩川・玉川上水・残堀川、立川崖線など、市民が楽しみ、憩い、やすらげる豊かな水と緑の自然環境の連なり。

民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、行政機関等へのつなぎ役として必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねており、子どもたちの見守りや子育ての不安に関する相談・支援等を行っている。

や

有効求職者数（ゆうこうきゅうしょくしゃすう）

求職者とは、仕事を探している人のことであり、前月から繰り越された求職者数とその月の新規求職者数の合計。

有効求人数（ゆうこうきゅうじんすう）

求人とは、働く人を求めることであり、前月から繰り越された求人数とその月の新規求人数の合計。

有効求人倍率（ゆうこうきゅうじんばいりつ）

厚生労働省が毎月公表している一般職業紹介状況の中の指標の一つ。公共職業安定所（ハローワーク）に登録されている月間有効求人数を月間有効求職者数で割った値であり、この値が1を上回る程、雇用環境が良好であるとの判断になる。

ユニバーサル社会（ゆにばーさるしゃかい）

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支え合っなかで安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

年齢、性別、人種、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ち、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにし、できるだけ多くの人にとってより快適な環境を創り出すデザイン、またその考え方。

要介護状態（ようかいごじょうたい）

加齢に伴う身体機能の低下や認知症により入浴・排せつ・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、要介護認定の要介護1から5のいずれかに該当する状態。

要配慮者（ようはいりよしゃ）

高齢者、障害のある方、難病患者、乳幼児、妊産婦等、発災時の避難行動や避難後の生活などにおいて支援や配慮を要する者。

ら

ライフサイクルコスト（らいふさいくるこすと）

製品や構造物にかかる調達から製造（建造）・使用・廃棄までの一連の費用を総じて捉えたもの。

ライフステージ（らいふすてーじ）

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

レガシー（れがしー）

長期にわたり享受できる社会資本・経済的恩恵・文化的財産のこと。

ロールモデル（ろーるもでる）

具体的な行動や考え方の模範や手本となる存在のこと。

ロケーションサービス（ろけーしょんさーびす）

ロケ地の調整や立会いなど撮影に関する支援を行い、市内での映画やドラマなどの撮影を積極的に受け入れる事業のこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス（わーく・らいふ・ばらんす）

仕事と家庭生活の両立・調和を図ること。

昭島市総合基本計画（令和4年度～令和13年度）

令和4年5月

発行：昭島市

〒196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号

TEL：042-544-5111(代表) FAX：042-546-5496

URL：<https://www.city.akishima.lg.jp/>

企画・編集：企画部企画政策課

